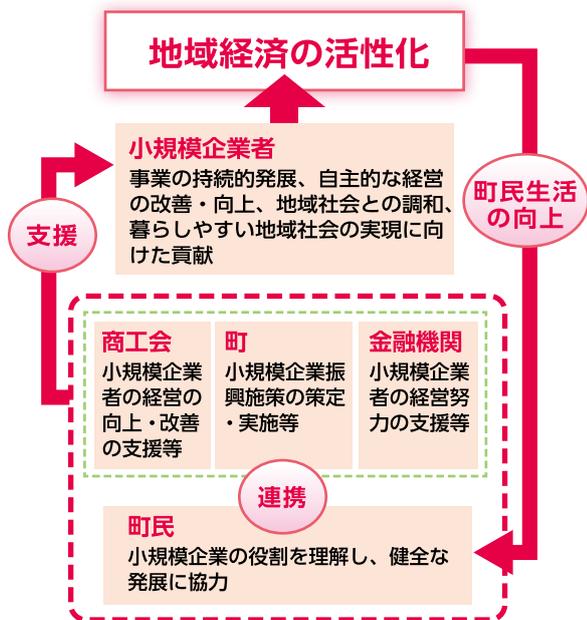


◎「山田町小規模企業振興条例」全体像



町では、小規模企業の振興に関し基本理念などを定めることにより、小規模企業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「山田町小規模企業振興条例」を制定しました。条

小規模企業振興条例について

町では、小規模企業の振興に関し基本理念などを定めることにより、小規模企業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「山田町小規模企業振興条例」を制定しました。条

文などの詳しい内容については町ホームページをご覧ください。
◎ 条例制定の背景と趣旨
現在、小規模企業を取り巻く環境は、人口減少・復興需要の減少など大きく変化しています。その中で本町経済が持続的に発展していくために、町・小規模企業者・商工会・金融機関が共通の認識を持ち、連携してその振興に取り組むことが重要にな

小規模企業振興条例を制定
創業支援事業計画策定

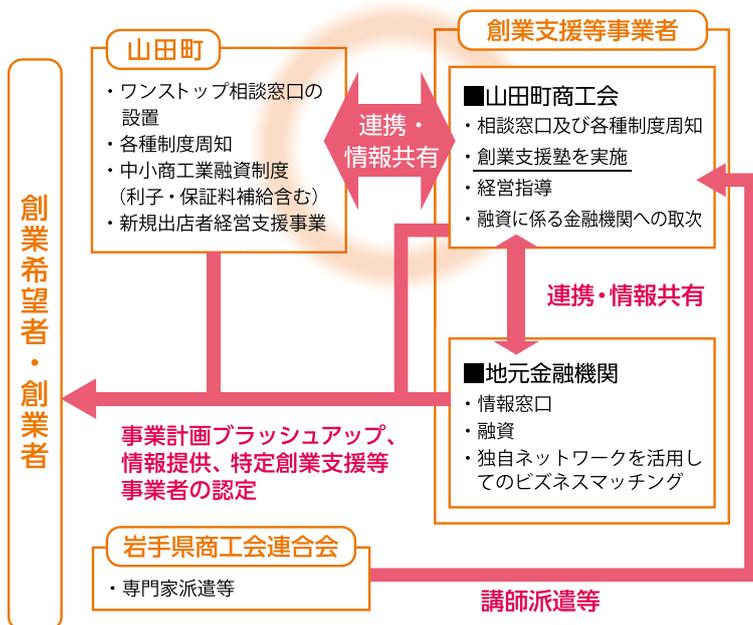


創業支援等事業計画について

町では「山田町創業支援等事業計画」を策定しました。この計画は、町と創業支援等事業者（商工会・金融機関で構成）が連携・情報共有し、令和2年〜6

ります。
そこで、小規模企業の持続的な振興を本町の重要な課題として位置付け、基本理念と各主体の役割などを明らかにするとともに、小規模企業の振興を通じて、本町経済の活性化を図ることで、町民の生活の向上に寄与することを趣旨として、制定しました。
◆ 問い合わせ 町水産商工課 商工労働係 (☎ 82-3111 内線 219、228)

◎「山田町創業支援等事業計画」全体像



※下線は特定創業支援等事業

年度にかけて、創業希望者に対して、窓口相談、特定創業支援等事業（創業支援塾）および専門家派遣などの支援を実施する予定です。今後関係機関と連携しながら起業・創業に対する支援に努めてまいります。
◎ 特定創業等支援等事業を受けたい事業者の主なメリット
・ 同事業の支援を受け創業する際の登録免除税が軽減
・ 創業2カ月前から対象となる創業関連保証の特例について、

事業開始6カ月前から利用の対象になる。
・ 日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ対象となることが可能。
※ 創業支援塾は、令和2年6月以降実施予定です。
◆ 問い合わせ 町水産商工課 商工労働係 (☎ 82-3111 内線 219、228) 山田町商工会 (☎ 82-2515) へどうぞ。